

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立須崎総合高等学校

1 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上発令（特別警報及び暴風にあっては1つ）	午前中は臨時休業
午前10時00分	上記警報が解除された場合	午後から授業を実施
	上記警報が継続中の場合	臨時休校

2 定期考査

上記1 平常授業に準ずる

3 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
前日	台風の進路状況によって、大雨等の被害があると予想される場合 天気予報で大雪が予想され交通手段のマヒが想定される場合	休講 中止
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上発令（特別警報及び暴風にあっては1つ）	休講 中止

4-1 部活動（朝から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上発令（特別警報及び暴風にあっては1つ）、学校のある市町村及び部活動会場に発令されている場合	休み

4-2 部活動（午後から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時00分	波浪を除く警報が2つ以上発令（特別警報及び暴風にあっては1つ）、学校のある市町村及び部活動会場に発令されている場合	休み

- (注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となること
が明らかである場合も、登校を控えること。
③対応状況を学校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。
④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応
をとること。